

**『平成26年度税制改正概要 相続税・贈与税関係』**

昨年発表された平成26年度税制改正大綱よりその主なポイントを項目毎にまとめる。第1回は資産税関連。目立ったのは「医療継続に係る相続税の納税猶予制度」が創設されたこと。概要は、相続により、持分の定めのある医療法人の持分を取得した場合において、その医療法人が認定医療法人（仮称）に該当するなど一定の要件を満たした場合には、その持分にかかる相続税の納税を猶予（控除）される、というもの。例えば、**認定医療法人（仮称：医療法等にて規定する移行計画（仮称）について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人）**になり、**3年以内でかつ定款で定めた移行期間に相続が発生した場合、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。**移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合又は認定の取消し等の事由が生じた場合は、猶予税額納付となる。また、持分の定めのない医療法人に移行する場合において、出資者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められたときは、当該医療法人に対してその持分に相当する価額の贈与があったものとみなして贈与税が医療法人に課税される。さらに贈与税の納税猶予制度も創設された。

**『ゴルフ会員権の譲渡損 損益通算は平成26年3月末まで』**

ゴルフ会員権やリゾート会員権の譲渡損失と他の所得との損益通算が平成26年4月から廃止されることになる。平成26年度税制改正大綱に盛り込まれたことによるものだ。

所得税法上、（1）競走馬（事業用と認められるものを除く）その他射こう的行為の手段となる動産（2）居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの（別荘等）、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産（3）貴石、貴金属、真珠、書画、こつとう及び美術工芸品等で30万円超のもの、その他生活の用に供する動産のうち生活用動産以外のものについては、「生活に通常必要でない資産」として、その譲渡損失と他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない。現行、ゴルフ会員権等は「生活に通常必要でない資産」の対象とはなっておらず、譲渡損失と他の所得とで損益通算が可能になっている。しかし、平成26年度税制改正では、前述した（2）の範囲に、ゴルフ会員権やリゾート会員権を追加する見直しが行われることになっている。**含み損のあるゴルフ会員権を所有している場合、これを譲渡し、他の所得と損益通算するには平成26年3月末が最後となる。**

